

## 沖縄県立図書館の展示に関する管理運営要領

令和元年7月8日館長決裁

令和3年9月30日改正

### (目的)

第1条 本要領は、沖縄県立図書館(以下「図書館」という。)における展示(図書館による自主企画展示を除く)の管理運営に関して必要な事項を定め、もって展示の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

### (展示場所)

第2条 展示が可能な場所(以下「展示場所」という。)は、原則、別紙のとおりとする。

2 展示場所においては、第7条により許可した内容の展示を行うことができる。

### (対象者)

第3条 展示場所を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 図書館の活動と連携が可能と認められる者
- (2) 国、地方公共団体、それらの関係団体又はその他の公共団体
- (3) 前号に掲げる団体が実施する事業と連携する者又は事業等の受託者
- (4) その他、図書館の館長(以下「館長」という。)が適当と認める者

### (展示)

第4条 展示は一般県民への普及啓発、情報提供等を目的とし、その内容は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、それらの関係団体又はその他の公共団体が行う事業に関すること
  - (2) 生涯学習の振興に関すること
  - (3) 読書活動の推進に関すること
  - (4) 教育活動に関すること
  - (5) 福祉活動に関すること
  - (6) 文化振興に関すること
  - (7) 社会貢献活動に関すること
  - (8) 図書館が実施する課題解決支援の取組に沿うもの
  - (9) その他、館長が適当と認めるもの
- 2 同一の者が同一の内容について同一年度内に展示できる回数は、原則として2回までとする。ただし、沖縄県が展示場所を利用する場合についてはこの限りではない。
- 3 1回の展示で利用できる展示場所は最大2か所とする(個人を除く)。
- 4 前項の規定にかかわらず、2か所以上の場所を利用する場合は、書面により理由を説明し、館長の承諾を得るものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当するものは、展示場所の利用ができないものとする。
- (1) 政治、宗教に関する内容、公序良俗に反する内容、誹謗中傷、反社会的な内容、目的若

しくは内容が不明瞭なもの又は内容の中立性や科学的根拠が認められないもの

- (2) 展示場所における商品の売買行為、契約行為又はそれらの勧誘活動等営利活動に関するものと認められるもの
  - (3) 展示場所での声かけ行為を伴うもの(エントランスホールを除く)
  - (4) 署名活動や寄付金を目的とするもの
  - (5) 食べ物、飲み物、火器類又は動植物の展示(模造品を除く)
- 6 前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは展示場所の利用を許可することができる。

(展示期間)

第5条 展示期間については、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書館来館者への公開(以下「一般公開」という。)日程及び時間は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年7月20日教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条及び第3条のとおりとする。
- (2) 展示期間は原則4週間以内とする。ただし、館長が特に定める場所においてはその限りではない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときに展示期間を変更することができる。

(申請方法)

第6条 展示場所の利用申請を行う者(以下「申請者」という。)は、次の方法により申請するものとする。

- (1) 申請者は、展示開始を希望する日の6か月前から4週間前までの間に図書館に事前連絡の上、展示の内容及び日程の確認を行うものとする。
  - (2) 申請者は、展示開始日の2週間前までに展示利用申請書(第1号様式(以下「申請書」という。))を図書館に提出するものとする。
- 2 申請者は、当該展示の責任者を定め、申請書に記載するものとする。
- 3 申請者は、次に掲げる書類により申請するものとする。
- (1) 申請書(第1号様式)
  - (2) 展示概要説明書(第2号様式)
  - (3) 共催名義使用承諾書の写し等(他の公共団体等と共催して展示場所を利用する場合)
  - (4) 理由書(2か所以上展示場所を利用する場合)
- 4 第3条第1項第2号に該当する申請者は、前項第2号の展示概要説明書(第2号様式)の代わりに当該展示又は事業等にかかる資料を提出することができる。

(利用許可)

第7条 館長は、第3条に該当する者から提出された申請書の内容が適切であると認められた時は、展示利用許可書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

- 2 館長は、施設等の管理上、必要があると認めるときは、前項の許可をするにあたり条件を付すことができる。

- 3 利用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、展示利用許可変更申出書(第4号様式)を提出するものとする。
- 4 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしないことができる。
  - (1) 展示場所の利用内容が本要領に反すると認められる場合
  - (2) 展示場所及びその他の施設の管理・運営に支障をきたすと判断した場合
  - (3) その他、館長が特に不相当と認める場合

(許可の取消)

第8条 館長は、利用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に反する場合
- (2) 第4条第5項に該当すると判断する場合
- (3) 利用許可を受けた者が、虚偽の申請、その他不正な手段により利用許可を受けたと判明した場合
- (4) 図書館の管理・運営に支障をきたすと判断した場合

(展示方法)

第9条 展示物の搬入・搬出及び設置・撤収の日程については次の各号のとおりとする。

- (1) 展示物の搬入・搬出及び設置・撤収は、規則第2条及び第3条に規定する開館時間、開館日に行うものとする。
- (2) 原則として、搬入・搬出及び設置・撤収は、それぞれ一般公開の前日及び翌日にあたる火曜日の休館日に行うものとする。
- (3) 原則として、搬入・設置は午後1時から午後5時まで、撤収・搬出は午前9時から12時までに行うものとし、既展示及び後発展示の入替え作業に支障をきたしてはならない。
- (4) 展示物は以下により搬入・搬出を行うものとする。
  - ア 責任者は他の展示関係者を統括し、館内誘導を行うものとする。
  - イ 搬入・搬出は図書館が指定する通用口から行うものとする。ただし、その他の方法による場合は、事前に図書館に申し出るものとする。
  - ウ 搬入・搬出に用いた物品その他発生したものは申請者がすべて持ち帰るものとする。
- (5) 展示物は、以下の方法により設置・撤収を行うものとする。
  - ア 展示物の設置及び撤収は申請者が行うものとする。
  - イ 画鋸又は除去ができない粘着物の使用、図書館の設備又は備品を汚損、破損させる行為又はこれに類することを禁ずる。
  - ウ 展示場所から展示物を撤去した後は、図書館担当者の確認を受けるものとする。
- (6) 展示を行う際は、原則として、以下のとおり図書館資料をあわせて展示することとする。
  - ア 展示物を設置する際は、20冊以上の図書館資料が展示できる空間を確保するものとする。
  - イ 展示する図書館資料は展示の内容を考慮し、図書館職員が選定することとする。ただし、申請者が10冊を超える図書館資料を図書館で選定する場合、申請者が全ての図書館資料についてその作業を行うものとする。

ウ 申請者が図書館資料を図書館で選定する場合、図書館資料に付与される電磁的登録情報を変更する必要があるため、設置日の午後4時までに図書館職員へ当該図書館資料を引き渡すものとする。

エ 展示する図書館資料は貸出可能であることを原則とする。図書館資料以外を展示場所に展示する場合は、来館者が図書館資料とそれ以外を容易に認識できるよう、申請者が自ら展示方法を工夫するものとする。

(申請者の責任)

第10条 申請者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 展示物の管理に万全を期すものとする。万一、展示物が盗難や破損等の被害を受けても図書館は一切の責任を負わない。
- (2) 観覧する者の安全を確保するものとする。展示物の設置の際は、事故を防止するために必要な措置を講ずるものとする。展示物等による観覧者の事故等について、図書館は一切の責任を負わない。
- (3) 展示のみだしや目的を申請者が作成し展示場所に設置するものとする。展示内容、配布物に関する問い合わせ先は申請者とし、問い合わせ先を明記するものとし、図書館は一切の責任を負わない。
- (4) 展示場所の利用後は原状回復をするものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、展示場所の利用に関するその他の必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行する。

附 則(令和3年9月30日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。